



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



厳しい暑さが続きます。皆さまいかがお過ごしでしょうか？ お盆休みにゆっくりされた方も多かったのではないのでしょうか？  
私はといえば、旅行雑誌を買ってきてはイメージ旅行しながら、息子の野球の遠征について行くことに精一杯で過ごしています…。



\*気になる相場\*  
～死亡の際の香典の金額 業務外死亡の場合～

(万円)

	一律定額支給	勤続年数に応じて支給する企業				
		満1年	満5年	満10年	満20年	満30年
最高額	300	10	30	30	40	40
最低額	0.5	0.5	0.5	3	3	3
最多回答	10	5	5	10	10	10

日本実業出版社調べ（調査期間 平成26年6月）

【お詫び】

前回、業務外の死亡と記載していましたが、正しくは業務上でした。たいへん申し訳ございませんでした。



## ★これで完璧！ 8月の事務★

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（8月10日まで）☆  
7月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（8月31日まで）☆  
7月分の社会保険料・子ども子育て拠出金を納付。

☆6月決算法人の確定申告と納税（8月中の決算応当日まで）☆  
6月決算法人の確定申告と納税、12月決算法人の中間（予定）申告と納税。

## ★最新トピックス★



### ～パート・アルバイト時給調査 三大都市圏で34ヶ月連続の前年同月比プラス～

株式会社リクルートジョブズは、今年4月度の「アルバイト・パート募集時平均時給調査」の結果を公表しました。

三大都市圏（首都圏・東海・関西）の平均時給は977円で、前年同月より16円増となりました。職種別では下のおりほとんどの職種で前年同月比プラスとなっています。エリア別では、首都圏の平均時給が1,018円（前年同月比+20円）、東海は920円（+15円）、関西は940円（+16円）となりました。

## マタハラ防止措置

ここ数年、女性従業員が妊娠・出産を迎えても退職をせずに、育児休業などを取得して積極的に仕事を続けようとする人が増えてきています。そんな中で、妊娠中のトラブルも増えてきています。育児介護休業法が改正されて、企業にマタハラに対する防止措置が義務付けられることになりました。具体的にどんなことをしなければならないのでしょうか。

まず、何がマタハラになるのか？という定義については、下表のようなものをマタハラ行為としています。これまでは事業主に対してのみこうした不利益な取り扱いを禁止していましたが、今回は上司や同僚の行為も防止するように定められています。

たとえば妊娠中に軽易な業務に変わりたい旨を上司に相談したら、「それなら次の契約更新はないかもしれない」など不利益な取り扱いをほのめかす、といったことが該当します。ただし、業務上の必要性がある言動については対象になりません。

では、防止措置とは何をするのでしょうか？ 事業主が講じなければならない措置の主な内容は、次の通りです。

1. 事業主の方針の明確化・周知・啓発⇒マタハラを許さないという方針などをパンフレットや研修で周知・啓発する。
2. 相談・苦情に対応できる体制の整備⇒相談窓口を設置し、相談があれば対応できるようにしておくなど。
3. マタハラが起きた場合の迅速・適切な対応⇒行為者や第三者からの聴取、行為者の処分、再発防止など
4. マタハラの原因や背景となる要因を解消するための措置⇒業務分担の見直し、相談者本人への意識付けなど
5. 1～4 と併せて講ずべき措置⇒相談者や行為者のプライバシー保護など

指針にはさらに細かい項目があげられていますが、要は「マタハラは許さない」という認識を社内に浸透させ、マタハラが起きた場合は厳正に対処していくということです。また、マタハラが起きる背景にも注目しています。例えば産休・育休を取得するために自分たちの残業が増えるといった不満から嫌がらせをしてしまうようなことがあるからです。上の 4 のように業務の偏りがないよう会社が業務分担を見直したり、周囲に感謝の気持ちを示すよう本人にも意識付けしたりすることで、マタハラは起きにくくなっていくでしょう。

\*マイナンバーも安心！  
当事務所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

